

知的財産権判例ニュース

生田哲郎◎弁護士・弁理士／森本晋◎弁護士

1919年から1952年までの間に公表された映画の著作権の
存続期間がいまだ満了していないと判断された事例

(最高裁判所 平成21年10月8日判決 平成20年(受)第889号)

1. はじめに

近年、古い映画の格安DVDの販売に対して著作権侵害が主張される事例が相次いでいます。そのような事例においては、当該映画についての著作権が存続しているかどうか争点となり、古い映画であるという性質上、旧著作権法（昭和45年法律第48号による改正前のもの）に基づく著作権の存続期間が問題となります。本判決は、最高裁が旧著作権法による著作権の存続期間について判断した一事例であり、大変興味深い判決です。

2. 事案の概要

(1) 本件は、「サニーサイド」等のチャップリン映画の著作権を管理している法人である被上告人（原告）が、上告人ら（2名の被告）に対し、1919年から1952年までの間に公表された「サニーサイド」等のチャップリン映画9本（本件映画1ないし9）の著作権侵害を理由として、DVD商品の複製および頒布の差し止めと損害賠償を求めている事案です（第1審、控訴審ともに原告勝訴）。

上告人らは、本件各映画の著作者は団体たる映画製作会社のみであり、仮にそうでないとしても、本件各映画は団体の著作名義をもって公表されたものであるから、旧著作権法による著作権の存続期間については、旧法6条が適用されるものであり、それによれば本件各映画の著作権は、存続期間の満了により消滅したと主張しました。

(2) 原審では、以下の事実が適法に確定されています。

- ① 本件各映画の全体的形成に創作的に寄与した者は、チャップリンである。
- ② 本件映画1、2の各映像にはチャップリンの原作に基づき同人が制作をしたことが、本件映画3の映像には同人の原作に基づき同人が監督をしたことが、本件映画4～7の各映像には同人の原作に基づき同人が主演、監督をしたことが、本件映画8、9の各映像には同人の原作に基づき同人が主演、総監督をしたことが、それぞれ同人の実名をもって示されている。
- ③ 本件映画7の映像にはA社がその著作権者であることが、本件映画8の映像にはB社がその著作権者であることが、本件映画9の映像にはC社がその著作権者であることが、それぞれ示されている。
- ④ 本件映画1～6については、アメリカ著作権局において、いずれも著作者をチャップリンとする登録がされたが、本件映画7～9については、それぞれその著作者をA社、B社、C社とする登録がされた。

(3) なお、本件に関連する主な旧著作権法の規定は以下のとおりです。

第三条

- 1 発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ著作者ノ生存間及其ノ死後三十年間継続ス
- 2 数人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作権ハ最終ニ死亡シタル者ノ死後三十年間継続ス

第六条

官公衙学校社寺協会会社其ノ他ノ団体ニ於テ著作

ノ名義ヲ以テ発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ発表又ハ興行ノトキヨリ三十年間継続ス

第二十二条ノ三

- 1 活動写真又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ノ著作者ハ文芸、学術又ハ美術ノ範囲ニ属スル著作物ノ著作者トシテ本法ノ保護ヲ享有ス
- 2 其ノ保護ノ期間ニ付テハ独創性ヲ有スルモノニ在リテハ第三条乃至第六条及第九条ノ規定ヲ適用シ之ヲ欠クモノニ在リテハ第二十三条ノ規定ヲ適用ス

3. 裁判所の判断

最高裁は以下のとおり判示し、上告を棄却しました。

(筆者注：下線は原文のまま)

「(1) 旧法の下において、著作物とは、精神的創作活動の所産たる思想感情が外部に顕出されたものを意味すると解される。そして、映画は、脚本家、監督、演出者、俳優、撮影や録音等の技術者など多数の者が関与して創り出される総合著作物であるから、旧法の下における映画の著作物の著作者については、その全体的形成に創作的に寄与した者がだれであるかを基準として判断すべきであって、映画の著作物であるという一事をもって、その著作者が映画製作者のみであると解するのは相当ではない。また、旧法の下において、実際に創作活動をした自然人ではなく、団体が著作者となる場合があり得るとしても、映画の著作物につき、旧法6条によって、著作者として表示された映画製作会社がその著作者となることが帰結されるものでもない。同条は、その文言、規定の置かれた位置にかんがみ、飽くまで著作権の存続期間に関する規定と解すべきであり、団体が著作者とされるための要件及びその効果を定めたものと解する余地はない。

これを本件についてみるに、上記事実関係によれば、本件各映画については、チャップリンがその全体的形成に創作的に寄与したというのであり、チャップリン以外にこれに関与した者の存在はうかがわれないから、チャップリンがその著作者であることは明らかである。

(2) 旧法の下において、独創性を有する映画の著作物の著作権の存続期間については、旧法3～6条、9条

の規定が適用される（旧法22条ノ3）。

旧法3条は、著作者が自然人であることを前提として、当該著作者の死亡の時点を基準にその著作物の著作権の存続期間を定めることとしている。しかし、無名又は変名で公表された著作物については、著作者が何人であるかを一般世人が知り得ず、著作者の死亡の時点を基準にその著作権の存続期間を定めると、結局は存続期間が不分明となり、社会公共の利益、法的安定性を害するおそれがある。著作者が自然人であるのに団体の著作名義をもって公表されたため、著作者たる自然人が何人であるかを知り得ない著作物についても、同様である。そこで、旧法5条、6条は、社会公共の利益、法的安定性を確保する見地から、これらの著作物の著作権の存続期間については、例外的に発行又は興行の時を基準にこれを定めることとし、著作物の公表を基準として定められた存続期間内に著作者が実名で登録を受けたときは、著作者の死亡の時点を把握し得ることになることから、原則どおり、著作者の死亡の時点を基準にこれを定めることとしたもの（旧法5条ただし書参照）と解される。そうすると、著作者が自然人である著作物の旧法による著作権の存続期間については、当該自然人が著作者である旨がその実名をもって表示され、当該著作物が公表された場合には、それにより当該著作者の死亡の時点を把握することができる以上、仮に団体の著作名義の表示があったとしても、旧法6条ではなく旧法3条が適用され、上記時点を基準に定められると解するのが相当である。

これを本件についてみるに、本件各映画は、自然人であるチャップリンを著作者とする独創性を有する著作物であるところ、上記事実関係によれば、本件各映画には、それぞれチャップリンの原作に基づき同人が監督等をしたことが表示されているというのであるから、本件各映画は、自然人であるチャップリンが著作者である旨が実名をもって表示されて公表されたものとして、その旧法による著作権の存続期間については、旧法6条ではなく、旧法3条1項が適用されるというべきである。団体を著作者とする旨の登録がされていることや映画の映像上団体が著作権者である旨が表示されていることは、上記結論を左右しない。

(3) そうすると、本件映画1～7の著作権の存続期間は、平成15年法律第85号附則3条、昭和45年法律第48号附則7条、旧法22条ノ3、3条1項、9条、52条の規定により、いずれも少なくとも平成27年（2015年）12月31日までとなり、他方、本件映画8、9の著作権の存続期間は、平成15年法律第85号附則2条、昭和45年法律第48号附則7条、旧法22条ノ3、3条1項、9条、52条、著作権法54条1項の規定により、少なくともそれぞれ平成29年（2017年）12月31日まで、平成34年（2022年）12月31日までとなる。

したがって、本件各映画の著作権は、その存続期間の満了により消滅したということとはできない。」

4. 検討

(1) 本件と同様に古い映画の著作権の存続期間が争われたケースとして、「シェーン」事件があります。

事案は、1953年に米国の法人の著作名義で公開された映画「シェーン」の著作権の存続期間が争われたものです。

「シェーン」を含め、1953年に団体の著作名義をもって公表された独創性を有する映画の著作物は、平成15年改正前の著作権法では著作権の保護期間が公表後50年とされ、2003（平成15）年を経過するまで（すなわち平成15年12月31日まで）著作権が保護されるものとされていました。

ところが、平成15年の著作権法改正で映画の著作物の保護期間が原則として公表後70年を経過するまでとされ（著作権法54条1項）、改正法は平成16年1月1日に施行されました。

そして、平成15年改正法附則2条は、著作権法54条1項について「この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による」と規定していました。

著作権者は、附則にいう「この法律の施行の際現に」とは、改正法の施行直前の状態を指すものであり、平成15年12月31日24時まで著作権が存続していた「シェーン」については、「この法律の施行の際現に改

正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物」に該当すると主張しました。

しかしながら、裁判所（最判平成19年12月18日）は、「この法律の施行の際」とは当該法律の施行日である平成16年1月1日と解するほかはなく、平成15年12月31日の終了をもって著作権の存続期間が満了する「シェーン」について改正法は適用されないと判断しました。

したがって、「シェーン」の著作権は2003年12月31日まででその存続期間が満了することとなりました。

(2) 他方、本件では、1919年から1952年までの間に公表された映画について、2015（平成27）年12月31日ないし2022（平成34）年12月31日まで著作権が存続すると結論づけられました（結果として1919年公開の「サニーサイド」は、2015年まで実に100年近くにわたって著作権の保護を受けることとなります）。

本件と「シェーン」事件とでは、前者が自然人が著作者であることがその実名をもって公表されていたのに対して、後者では団体の著作名義の下に公表されていたという前提となる事実関係に違いがあるものの、1953年に公表された映画の著作権が2003年までしか保護されないのに対し、それより前の1952年以前に公表された映画が、2015年ないし2022年まで保護されることになる、という結論は、いかにも均衡を失しているようにも思われます。

しかしながら、著作権の存続期間は、法的安定性の見地から、形式的画一的に決せられるべきものと考えられますので、結果として不均衡を生ずることとなったとしてもやむを得ないと思われます。

いくた てつお

1972年東京工業大学大学院修士課程修了、技術者としてメーカーに入社。82年弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

もりもと しん

2002年弁護士登録。生田・名越法律特許事務所において知的財産権の侵害訴訟、ライセンス契約案件等を中心とした企業法務案件に従事。